

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 8 月 28 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田 彩
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

被相続人への介護に対する寄与分

介護についての相続人間での争い 相続人間では、しばしば争い事が起こります。その例として、老親（被相続人）の介護を行っていた子（相続人）と、介護を行っていなかった他の兄弟（相続人）の間で問題となる「寄与分」があります。今回は、このような被相続人への介護が寄与分に当たるか否かについて確認していきます。（日本経済新聞平成 26 年 6 月 4 日参照。）

寄与分の概要 寄与分とは、被相続人の財産の維持又は増加に寄与した相続人がある場合に、その寄与した部分を、法定相続分又は指定相続分（遺言）を超えて取得させることにより、相続人間の実質的均衡を図る制度です。民法では、直系血族、同居親族及び兄弟姉妹について互いに助け合う義務を定めています。そのため、通常の義務の範囲（病院の送り迎え等）であれば、寄与分に該当しません。しかし、右記の要件を満たす場合には、通常の義務を超えた介護として、寄与分が認められます。

【寄与分が認められる為の要件】

- (1) 被相続人の財産の維持又は増加に寄与したこと
- (2) 寄与をした人が相続人であること
- (3) 相続人間の協議で寄与分を決定すること

(1) 被相続人の財産の維持又は増加に寄与したこと

被相続人の財産の維持又は増加に寄与したか否かについて実務上の判定では、要介護度 2 以上の人を何か月間も自ら自宅で介護した場合が、寄与分を認める目安となっているようです。また、寄与が認められるためには、これらの行為を原則無償で行う必要があります。これは、相続人が被相続人から既に報酬（贈与を含む。）を受けている場合には、その行為の寄与分は精算済であると考えられるためです。

(2) 寄与をした人が相続人であること

寄与分は、民法上相続人にしか認められていません。そのため、妻が夫の親（義父母）の介護にいくら大きな役割を果たしたとしても、相続人ではない妻自身には寄与分は認められませんので、ご注意下さい。

(3) 相続人間の協議で寄与分を決定すること

寄与分は、「相続人の協議」により決定されます。相続人間の話し合いで決まらない場合には、家庭裁判所に寄与分の割合決定を求める流れとなります。通常、分割がまとまるということは、お互いで寄与を認めていることと同様ですが、まとまらない場合に寄与分を主張するには家庭裁判所へ行かざるを得ないのが実状です。

寄与分金額の算定 寄与分が認められた場合、次はその金額の算定方法が問題となります。介護に関しては、公的介護保険で定められたサービスの報酬額を基準として算定されます。例えば、オムツ交換（20 分未満）などで業者へ支払う価額が 1,710 円だとすると、寄与分はこの金額の 7 割程度（約 1,200 円）で計算されます。

これに対し、寄与分の減額要因には介護対象者である親名義の家に介護者である相続人が無償で同居していた場合が挙げられます。この場合、家賃相当額の利益を相続人側が受けており、この金額が寄与分から差し引かれます。

まとめ 上記記載のように、裁判所で寄与を求めても満足のいく金額が得られるわけではありません。相続発生後に争いになることを防ぐためには、以下の解決案が考えられます。

(1) 生前贈与・遺言により、寄与分相当額を確定してしまう。

贈与や遺言は被相続人の意思によって行われるものですので、介護をしてくれる子に対して感謝を表すという意味では、良い方法といえるでしょう。

(2) 生前に介護の大変さを、他の兄弟に理解してもらう。

介護日記を付けたり、日頃から他の相続人とコミュニケーションを取って介護の状況や大変さを理解してもらうことによって、寄与を認めてもらえる場合もあるでしょう。また、寄与分を求めない代わりに、相続人が平等に介護を行うようにすることも、相続後に争わずに済む方法でしょう。

(3) 介護できることに幸せを感じる。

介護は確かに大変ですが、親に介護を出来ていることに対して喜びを感じることも一つの考え方です。このように、生前から解決方法を考えることが“争続”を防止する上では、重要です。

【担当：頼田】